

公家領莊園の研究——十六世紀初頭における領主権と在地状勢

——九条家領日根野莊の場合——

田 沼 睦

はじめに

莊園制研究の長足の進歩は、構造的論的追求のみをもつてしては、もはや物足りなさを感じさせる段階に來ているといつても過言ではない。こうした一種の行詰りを克服する今後の研究の一つの方向は、云うまでもなく政治史的視角の導入であらうが、かと云つてこれは、決して個別的な実証的研究を等閑視することを意味するものではない。特に公家領莊園の研究は、中世政治・經濟史の分野において極めて重要な意味を持つにもかゝらず、從來殆んど未触手のまゝ放置されている現状である。

これは一に史料制約によることは勿論であるが、だからと云つてこのまゝでよいわけではなからう。幸い近く翻刻出版を予定されている「慈眼院殿旅引付」^{注1}は、文龜・永正期数年間の限られた史料ではあるが、當時の莊内外の状勢を極めて躍動的に描いているだけでなく、家領日根野莊の直務支配のために下向した前関白九条政基に代表される公家権力の現実もうかゞわれ、室町中末期における公家領の有様を知り得る好史料である。これを中心とする公家領の実態を、主として政治史的

に眺め、その領主権の性格、即ち我々の莊園史に関する概説からすれば、正に莊園制の決定的崩壊期たる十六世紀初頭における本所九条家の直務支配の性格を分析し、合せて日根野莊を中心とする在地状勢に触れてみたいと思う。

一、日根野莊の概観

数百米の連山からなる泉山脈を背に負い、現在大阪灣に面する佐野市の東端日根野を中心とする一帯は、鎌倉期以降中世を通じ九条家領として栄えた日根野莊の後身である。鎌倉初期、九条家の開発にかゝる當莊は、以後数百年幾多の事件を体験しつつ、歩一步とその道を歩んで來た。これから述べようとしていることの中心は、十六世紀初頭のほんの「コマ」である。しかしこの僅か数年間の一地城の舞台の中にも、その時代的特徴は実に顕然と現われている。

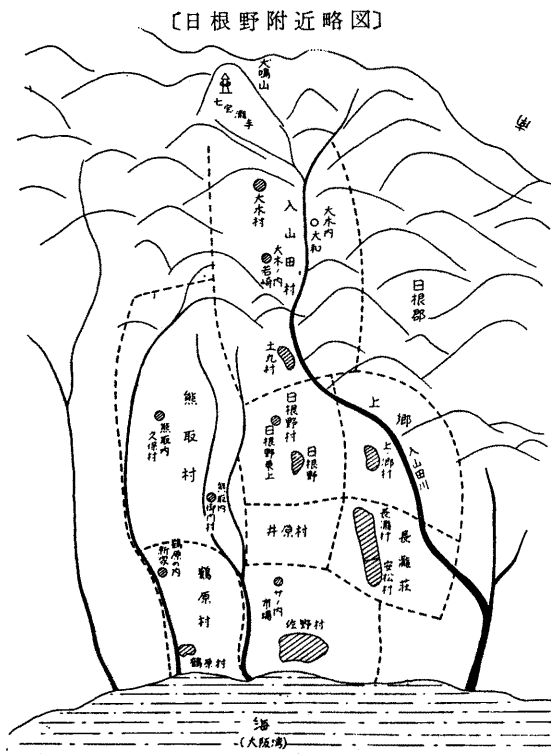
立莊事情からこの期に至る過程の解明は、すべて後考をまつが、「旅引付」に散見する諸史料と、柴田実氏の監修になる優れた市史「泉・佐野市史」によつて、概観を述べることから始めたい。

十五世紀末―十六世紀初頭、守護の違乱、押領等に対して、九条家は常に開発一円当知行の主張^(注2)によつてこれを阻止せんとしていることよりして、当荘が荒野の占定より出発し、九条家の経営による開発によつて実質的な荘園化したことは疑いを入れない。その全体的規模を直接に把握することは出来ないが、以下の傍証により略その地域を比定出来る。

室町初期、日根野荘五ヶ村として史料上に現われることによつて知られるように、この期までに九条家領日根野荘は、日根野、入山田、鶴原、井原、上郷の五ヶ村を分立させていた。これらの村落は、それ／＼共通の生活圈を持つことにより、自然村落として発展し、九条家による統一的荘園支配の中にあつても、それ／＼別個にその道を歩んで来たものと考えられる^(注5)。今各村落の位置を、下の江戸中期の作成とされる泉・佐野古絵図に比較してみよう^(注6)。そこに我々は各村落を結ぶ地域内として広大な区画を比定することが出来る。従つて立荘当時当荘はかなり大規模な荒野から成りたつていたことが推察されよう。

かゝる村落がいつごろから形成されたかを確定することは困難であるが、九条家による荒野開発と平行的に行われたと考えることは自然である^(一五〇)。建長二年、九条道家から嫡孫忠家に譲渡された家領の中に日根野荘の名がみえるから、この頃すでに実質的荘園化していることは明瞭である。荘内における各村落の内、井原村については、文永三年「日根庄井原村」^(注8)、入山田村については、文永九年「日根御庄内入山田村」^(注9)、鶴原村については、正応五年「日根庄鶴原村」^(注10)とあることにより、十三世

紀末頃にはすでに、日根野村を含めての四ヶ村は、荒野開発↓村落形成というコースをたどつて、自然村落を形成していたことが判る。上郷については、史料的に九条家領日根野荘内としての確証を見出し得ず、前の四ヶ村とは次の意味において性格を異にするものと考えられる。即ち和名類聚鈔国郡部に、和泉国日根郡内の地名として「賀美^{カミ}」とみえるの



(点線内は推定各村落)

がこの上郷の前身と思われ、又郷という名前は律令制下の「郷里制」に関係するものと推察されるから、開発ないし村落形成も、日根野村以下の四ヶ村とはことなり、奈良―平安初期にさかのぼり得ると思われるのである。従つて日根野荘の立荘当時もすでに、和泉国日根郡内の国衙領

として存在していたものであろう。これがいつの頃からか九条家領に吸収され、室町初期までには日根野莊五ヶ村の一つと主張されるにいたつたのである。

鎌倉期、九条家による莊園支配が如何に行われたかは主題から離れるので捨象するが、隣莊東北院領長滝莊の下司・公文職を有する日根郡の有力在地領主日根野氏を預所職に補し、^(注12) 相対的にかなり強力な支配を行っていたものと考えられる。莊全体としてではなく、各村落ごとに補任していることは、莊園という領主支配の領域は、単にそれだけしか意味せず、各村落が現実の村落共同体としての独自性を強く持つていたことを示すとともに、領家支配の強力さも表わしているものと考えたい。九条家の支配力の強かつたことは、^(注13) 延慶二年における日根野莊惣検が、全く九条家の指揮下に行われたことによつても推察されよう。兼実以来、鎌倉幕府と密接な關係にあつたことも、莊園支配を有利に展開させる一つの条件になつていたものと考えるのである。

鎌倉幕府の滅亡、南北朝の動乱は、九条家による日根野莊一円支配を困難なものにしていつた。^(三五一) 文和元年、軍勢発向八ヶ国に対して初めて明確に打ちだされた室町幕府による半済政策は、^(注14) その除外例を設けたとしても、莊園制崩壊の一つの大きな役割を担つたことは疑いを入れない。日根野莊もその例外ではなかつた。^(三三六) 建武三年十二月には鶴原村本所年貢の三分の一が、^(三四八) 又貞和四年十月には日根野村領家職半分が、それ／＼兵糧料所として、足利方に従つて活躍していた日根野氏に与えられてい

^(注16) 以後も武士勢力による侵害は絶えず行われている。こうした意味では他の寺社領莊園と何ら異なるものではなかつた。

南北朝・室町期にかけての各村の動向をみておこう。

日根野莊を構成する五ヶ村の内、まず鶴原村は既述のごとく、南北朝動乱初期、兵糧料所に指定され、本所得分はそれだけ減少したわけであるが、^(三九三) 日根野氏によるこの三分の一済獲得は間もなく解除されたらしい。しかし明徳四年四月三代將軍義満は、鶴原村地頭、領家兩職を、彼の弓の師たる佐竹孫三郎宣尚に宛行つてしまった。^(注17) このことは九条家による領主権を完全に否定したことを意味するものといえる。九条家は替地を所望したが、これは実現しなかつたらしい。^(注18) かくて鶴原村は十四世紀末、早くも九条家の支配下から完全に離れていつたのである。他の四ヶ村についても九条家の一円支配は許されなかつた。即ち四ヶ村の内上郷、井原村は、守護による莊園押領という当時の一般的趨勢が、幕府による一國半済給与権の守護への附与とからみあつて、守護による日根野莊の押領↓九条家による返還運動という過程を経、守護との間に半済が行われた結果、その支配下に入り、守護領形成の一環に組み込まれていつたのである。従つて室町中期以降、九条家領日根野莊として残つたのは、日根野莊五ヶ村の内日根野、入山田の二ヶ村のみであつた。しかも守護半済の結果、九条家の一円知行地となつたこの兩村に対して、九条家は決して守護或は武士勢力の侵害を切斷した支配を遂行出来たわけではなかつた。このことは漸次明らかになつていくであらう。

二、番頭制と村落

前節で述べたごとく、室町中期以降の九条家領日根野荘を構成するのは、日根野・入山田の二ヶ村であつたが、政基の在荘直務の行われた十六世紀初頭、この二ヶ村は如何なる構造をとつていただろうか。

まず日根野村についてみてみよう。当村は十五世紀初頭、すでに東方、西方に分かれていた。^(四一七) 応永廿四年の耕地状況は、東西合せて五十三町五反五十歩であり、内百姓名廿五町二反六十歩、公田二町五段十歩、舎人田一町四反二百七十歩、諸寺院神社免田廿町余、日根野氏名田四町等よりなつていた。^(二一) 十六世紀初頭の規模は知り得ないが、略上記の程度と思えば大きな誤りはないであろう。この東方、西方が、自然的に、即ち現実の村落生活を基礎として形成されたのか、又は領主的規制によつて上から分けられたのかは一概に断定し得ないが、次節において述べるごとく、西方は日根野荘地頭分、或は地頭職と、守護勢力によつて主張されていることより考えるに、後者とした方がより妥当のように思われる。^(二二) しかし、政基の直務の行われた文龜、永正期には、この東方、西方は、村落生活において密接な関連は持ちつゝも、領家支配、或は守護勢力の滲透に対してそれ／＼主体的な動向を示していたのであり、その分かれ方が外的条件によつたとしても、その領主的規制は村落の生活内容にも反作用をおよぼしていたものと云える。

一方入山田村はこの期「入山田四ヶ村」と呼びならわされていること^(二三)

く、大木村、槌丸^(土丸)村、菖蒲村、船淵村の四集落に分かれていた。^(二四) 耕地規模は不明であるが、山間部という立地条件よりして、それほど大きくはなかつたと考えられよう。そして前記日根野村の場合と異なり、領主的規制とは全く無関係に、従つて自然的に形成されたものと考えられる。これは入山田川が、その発生地たる和泉山脈に入り込んでいる流域に沿つて、山間部耕地片よりなる集落として成立したであろう当村のことを思う時、極めて自然にそう推察されることである。この四ヶ村はそれ／＼別個の自然集落を形成しているとは云え、その村落生活は、日根野東西における交流以上に深くつながつており「入山田四ヶ村」として常に統一的な動向を示していた。政基の直務支配が最も円滑に行われたのはこの四ヶ村においてであり、彼の在荘期間中の居所となつたのも、この入山田大木村内の長福寺だつたのである。

村落構造、経営規模等を全体的に明らかにすることは出来ないが、耕地経営規模がそれほど大きくなかつたことは次の支証により推察し得る。即ち永正元年三月二十九日、菖蒲村百姓正円右馬は、盗人の罪科により断罪に処せられ、その全作職所有地は没収されたが、政基の命に応じた菖蒲村番頭御所谷源六宮内の注進によればその規模は、^(二五)

田 二反一〇歩

屋敷 一八〇歩であり、しかも彼が公事屋として村内有力者の一員であつたことを思う時、全荘的な経営規模も大よその見当がつくであろう。そして彼の家族構成は完全なる単婚小家族であつた。^(二六)

各村落は番頭制を展開していた。日根野村東方は三番制^(注27)、同西方は七番制^(注28)（内一人欠）入山田四ヶ村の大木、菖蒲村は一番制^(注29)、船淵、槌丸（土丸）村は二番制^(注30)をとつていた。この番頭制がいつごろから展開したかを確定することは出来ないが、在地的必然性と領主的支配機構との結節点として成立したものと考えられるから、少なくとも南北朝、室町期に入つてからとするのが妥当であろう。番頭制の評価については種々説かれるところであるが、こゝでは番頭の役割、生活面での諸相をいくつか具体的に眺めてみよう。

負担体系内における職務は、段銭（年貢）、諸公事の徴収責任者であつたことは明瞭である。^(注32)各耕地は番に組み込まれていたと思われ、各番内耕地の耕作者は、その番頭に段銭、公事等を納入し、番頭はそれを一括して、代官或は領主（奉行）に納入するわけである。自番内における自名以外の耕地に関しては、段銭以下の徴収に係する以外は、何ら直接的に、即ち私的には関係しないのであつて、各耕地は云うまでもなく領主直属であり、従つて耕地^(名田)とその耕作という点からは、番頭も一般百姓も対領主関係において対等であつたと云える。しかしこのことは村内における番頭の優位さを否定するものではない。番頭が各村落での中心的存在であり、村落生活の指導者であつたことは勿論であろう。又一面諸役徴収責任者として荘官的側面を持つていたことも事実である。番頭給を給せられていたことも他の番頭制荘園と異なるものではなかつた。下級荘官故に当然領主より補任されることになる。

（五〇）
文龜元年八月二十日、日根野東方番頭は辞意を表明した。^(注33)政基の奉行所では新補の事について評談し、翌々二十二日^(補題)鴨居太郎、源六の兩人を番頭職に補したのである。^(注34)かゝる存在故に、領主九条家と在地村民との中間に位置し、領主の命を一般農民に伝え、又地下の意向を領主に伝達する役割を演ずるのは当然であろう。

政基の下向直後、入山田四ヶ村番頭は、極三荷兩種を持参し、山居長福寺に参向した。奉行長盛は彼等に賜盃し、「弥御百姓共可存忠節由各ニ仰付」したのである。^(注35)正月には日根野、入山田兩村の番頭は、必ず政基の居所に賀を表しに來ている。^(注36)領主對番頭の交渉は、時には融和的に、又時には對立的要素を持つて政基の在莊期間中続けられた。守護勢力の、或は根来衆の間断ない侵略にさらされていた当時、直務支配遂行の爲めには、番頭層を領家の帰屬下におくことは不可欠のことだつたのである。

（五〇）
文龜元年五月十九日、根来衆入部の風聞に、入山田四ヶ村の番頭を召し、「根来寺近日可出張沙汰、就其自然就親類等之相語、雖為一人云守護方、云根来方於罷出族者、則可破屋内也、……此趣ヲ告示テ不可出、堅諸百姓中可相触也、番頭等同可得其意之由」仰せ付したのは、右のことを物語る好例であろう。

領主九条家と番頭との交渉は、段銭減免の場合に見るように、地下中の意向を伝える時にも行われた。^(五〇)文龜元年六月九日「当国諸權門領主不被懸段銭、今御在莊之間、先当季之儀者可被免之由」を申し、段銭免除

の訴訟を行う場合の領主側への直接的交渉は、彼等番頭が行うのであり、この時は西方奉行青木土佐に申し出ている。

右に見たような九条家との接触のみでなく、守護勢力、或は根来衆の地下との接触交渉もすべて番頭を通じて行われたのであり、要するに村落内における対外的折衝のたゞ一つの実行者であり、かつ一種の公的存在だつたと云えよう。

この番頭百姓は、かりに一般百姓との間に対立的関係を内包しているとしても、それは決して経済的支配、被支配の關係に發展するものではなかつたと思われる。即ち番頭層も領主的發展を指向する程には経済的發展をしていなかつたものと考えるのである。勿論下人的な被官百姓を隷屬させていることよりして、^(注37) 相対的には上層クラスであることは云うまでもないが、在地小領主に發展するには、余りに農民的性格が強かつたと云えよう。こゝに正に村落生活の中心者としての、又村内意志の代行者としての番頭性格が前面に出て来るのである。村落生活存亡の危機にあつては領主九条家とは別個に主体的に行動する場合もあつた。

^(一五〇) 文龜二年九月、根来衆の人山田出陣を、根来寺惣分沙汰所の決議によつて阻止させ得たのは、入山田四ヶ村番頭の懸命な直接的交渉のためだつたのである。^(注38)

郷村制の展開、その性格等については別の機会に譲り、最後にかゝる構造をもつた日根野荘に下向し、直務を展開した政基の在地支配の性格について触れ、この小論を終りたいと思う。

三、文龜・永正期における直務支配

(1) 直務支配の前提

^(一五〇) 文龜元年三月二十八日、前関白九条政基は、老齡五十七歳、家領和泉国日根野荘の直務につくべく、白川少将富秀、信乃小路宮内少輔長盛、石井左衛門大夫在利の三奉行を従え、輿副衆十余人に守られ京都を後にした。翌二十九日和泉国両守護の宿所堺に寄輿して在荘の意を伝え、その日無事に番頭百姓の出迎えを受けつつ、日根野村東方内無辺光院に着したのである。翌々日の四月一日、入山田大木村内にある長福寺に入居した政基は、こゝを宿所と定め、こゝに幾多の障害により、最後まで苦難の連続であつた在荘直務四ヶ年の第一歩を踏みだしたのである。

まず直務支配の前提に触れよう。

「泉州日根野庄事、從去年国之乱、守護及押妨之間、度々雖加問答成敗未落居、去年已申一途之返事処、猶以如此条、可下向哉之思案也」と引付巻頭にあるごとく、明応末年和泉国戦乱の結果、日根野荘は和泉兩守護細川氏の押領するところとなつた。^(一五〇) 明応十年十月下守護細川政久、有力家臣篠元日向守等は、時の九条家奉行広橋少納言に、^(注40) 違乱、押妨の停止を約した書状を進らせたが、^(注41) これで事がスムーズに行くわけのものではなかつた。

南北朝以降、守護勢力による莊園押領は一般的傾向であり、十五世紀末—十六世紀と云えばその最後の段階であると云える。加うるに、九条

家による守護押妨からの当荘回復運動をより一層困難にしたのは、九条家と紀州の一大勢力大伝法院根来寺との緊密な結びつきであつた。前引篠元日向守基信の書簡に「不限御領、在々所々事申付相押候、子細者下泉御本所領等、根来寺江依被仰合、国之儀毎々寄事於左右、彼寺之働不及是非」とあり、室町期以降下和泉一帯に所領を有すを本所勢力が、守護勢力からの侵害を塞がんとして、これと四つに組み得る実力を持ち、紀伊一帯に強力な在地勢力を形成していた大伝法院根来寺（衆徒）と相提携していたことが推察される。九条家もその一つであつたと云える。

根来寺関伽井坊秀尊が、政基の直務下向以前、日根野荘の代官職に補されていたことは明らかであり、^{注42)}かつ旅引付所々に、根来よりの借錢返弁についての往復書簡があることによつてうかゞわれるごとく、根来寺は、当荘に密接なかゝり合いをもつていたのである。かくすれば守護側にしても、一大敵対勢力たる根来衆の和泉侵入を妨ぐためにも、安易に九条家の返付要求に応じられない条件にあつたと云えよう。日根野荘回復の爲めには、根来寺関伽井坊秀尊の代官支配を断ち切る必要があつたものと思われ、こゝに政基の下向直務支配の展開する要因が存したのである。

(四) 直務支配の展開

政基による直務支配は、日根野、入山田両村の奪還、即ち領主権の回復から始められた。政基はまず下守護細川弥九郎に状を遣し、守護被官

人佐竹某の押妨を止めさせるように要請している。^{注43)}一方細川総領家（政元）の譜代の家臣たる安富筑後守（元家）は、当時諸事を政元に代行して沙汰していたが、政基—政元ラインの^{注44)}一環として下守護細川弥九郎に、日根野・入山田両村の九条家への返還要請の状を送つた。^{注45)}これを受けた下守護の申次西村新右衛門尉有弘は「……御家領事、於領家職者已御下向之上者不及力、不可有相違候、於地頭分者、是非共ニ不可渡進……」と地頭分返還を強くこばんでいる。^{注46)}一方九条家は「……於日根野庄者一円之御家領也、更無地頭領家之差別……」とし、開発一円知行地の故、地頭、領家の区別なきことを主張しているが、これは当然のこと、云えよう。

両村の支配権をめぐる政治的交渉は、後述のごとくい／＼と続くのであるが、その最中、^(一五〇)文亀元年四月六日、着後六日にして早くも政基は在地支配の地歩を築くべく、守護被官人の濫妨、狼籍を禁止する三ヶ条の制札を、日根野村政所屋、居所長福寺門前等に掲げている。このことは政基の直務支配についての決心がうかゞえらるゝもに、地下中の混乱を収受すべくまことに当を得た施策だつたと云えよう。

問題を両村をめぐる政治的交渉にもどそう。

四月十日和泉^{かみしも}上下両守護奉行湯浅通宗、西村有弘は、日根野・入山田両村について「……従国拝領当知行事候之間、不可有別儀候……」と書き送り、和泉守護職拜任以来の当知行を、現状承認の根拠とする方向を打ちだして来た。一方九条家側は「……於御理運者於公方可有御落居間、

以私之儀雖不及費詞候、国拝領以後代々数通之御下知、殊両御屋形渡状等無其紛事候、御当知行ハ御家門ニ候……」と返報している。領主権をめぐる相論の最後の結着を京都公方の裁決にしているのは、現実認識が甘いと云え、武力のない公家階級にとつて唯一の拠り所であつてみれば無理からぬところと云えよう。幕府は現に九条家の主張を認めた。四月廿四日幕府奉行人連署奉書は、九条家奉行所、和泉両守護代、細川総領家政元代、日根野・入山田名主沙汰人中にそれ〴〵下された。^(注47)内容は日根野・入山田を九条家の「開發領主一円当知行」の地と認め、「号有地頭分動守護及違乱」ことを禁止したものであつた。しかしこれによつて守護勢力の介入が止むわけではなかつた。というより在地の守護勢力は後にも触れるごとく、これら中央の將軍や細川総領家政元周辺の動きとは別個に、独自の動向を示していたのである。守護使は絶えず徘徊し、^(注48)六月十七日には、守護所佐野に行つた大木村の百姓三人が、守護方に捕縛される有様だつた。直務奉行在利は篠元日向守に、日根野・入山田の九条家知行の正当性を切々と書きつゞり、百姓捕縛を難きつする状を送り、^(注49)又両守護の奉行所へは在利・長盛の連署で違状し、^(注50)幕府奉書を事行しないことの不当なことを述べている。一方政基も安富筑後守、下守護細川弥九郎、上守護細川五郎等に同内容のことを書き遣わした。^(注51)かゝる状態の中に幕府は再び守護の違乱停止の奉行人奉書を下さざるを得なかつた。^(注52)先きの下知から僅か二ヶ月足らずの内に再度かゝる行為をくり返さねばならなかつたことは、在地の動向が、すでに中央幕府権力から遊離しつ

ゝあつたことを物語ることに外ならない。この時の奉書は前回と同様、両守護、両守護代、日根野東西、入山田名主沙汰人中にそれ〴〵下されている。内容は云うまでもなく両村に対する守護の違乱を禁じたものであつた。更に京都にある細川政元の奉行人斎藤大和守元右も、上・下守護代に違状し、惣領家政元の意向が幕府と同じであること伝えている。幕府御教書が守護↓守護代↓在地というルートではなく、各々に別個に下されているのは、守護(代)自身が違乱の張本人であつたからかも知れないが、いずれにしても幕府権力の失墜が、幕命伝達機構に反映している結果ではあろう。興味あることには、これら各所に下される幕府奉書は、斎藤元右書状等と共に飛脚によつて大木村長福寺に居する政基のもとにもたらされ、政基はこれを披見した後、使をもつて守護所に遣しているのである。幕府奉書が該所に下される以前に、まず内容が有利の側に示されるのか、或は又この場合が例外的であつたのかは即断し得ないが、注目してよい事実であらう。

この時の守護宿所堺への使は、家司長谷川兵庫であつたが、奉書を披見した上守護奉行中沢重貞の申次林新衛門は、大木村百姓捕縛の件について「……入山田之百姓敵方ヲ引入候条、別而緩急之間、戒置候……(中略)……弓矢ヲ対メ強ニ成斗ヲハ不申候、当方知行之在所ヲ被妨御方ヲ引入申テ敵方とは申テ候……」と述べており、政基を守護知行の在所を妨げる敵とみなしているのは、客観的には理なき主張とは云え、彼等の主体的意識を察するに充分であり、政基の直務の前途多難を予想するに充分であらう。

(二五〇)
文亀元年閏六月三日、上守護代齋藤備後守、下守護代松浦五郎次郎は、

政元の奉行齋藤元右に返信を出した。政基はこれを「内々披覽」しているが、その内容は政基にとつては正に「慮外緩急之返事」であつた。しかし京都で武家貴族化している政元やその周辺と異なり、するどく在地状勢を把握しているのは、置かれた条件の違いとは云え注目してよい。

即ち「……惣別当国拝領以来于今当知行無相違之處……」とまず主張した後で「……殊此在所者紀州之堺、根来衆一味之事候間、名主百姓等専依為敵同意、毎度引入敵、事於紛或事於申掠、種々致緩怠候之条、隣国無其隠在所之不寄存知、御家門様御下向候て無相違御逗留之躰者、敵方被仰合候様相似候歟、特早根来衆出張之儀近々様申候時者、旁以不可然候……」と述べ、当所の戦略的重要性を指摘し、紀州根来衆の和泉侵略に対する橋頭堡的地域たることを知らせ、又名主百姓等の微妙な動向を書きつづけているのである。在地情勢から遊離し武家貴族化している管領政元等に比し、これを正確に把握している守護代にとつては、日根野・入山田村における政基の直務支配を完全に認めることは、とりも直さずこの両所が敵対勢力たる紀州根来衆の勢力下に組み込まれるに等しい事と認識したのであらう。とすれば再度の幕府奉書、或は総領家政元の意向にもかゝわらず、その領主権を放棄出来得なかつたのは、けだし当然のことと云える。政基の頼みとする京都公方―細川政元に代表される京都公方権力と、在国守護―守護代ラインとの間には完全なる一線が画され、和泉両守護細川氏は、もはや総領家の意向で動く存在ではなかつた

と云えよう。

守護勢力の違乱停止についての幕府奉書は、文亀元年八月十二日、三たび両守護代に下されている。しかし既述のことから明らかなように、中央の政治的交渉で決着のつく問題ではなかつた。在地の守護勢力は独自の動きを示し、この間にあつても政基の直務と直接的に接触していたのである。以下政基の在地支配の現実を、これら諸勢力の動きとからませて述べてみよう。^(注54)

先に述べたごとく、政基は入居早々制札をかゝげ、直務の決意を莊民に知らせてその体制をととのえる一方、守護或は根来衆の侵略にさらされている現状にかんがみ、番頭を召寄せて幕府奉書を示し、直務支配の正当さを知らせ、領家に忠節の意をちかわせている。^(注55)一方年貢(段銭)諸公事の徴収に関しては敵とした態度で臨んだ。^(注56)九条家による賦課は夏、秋両季の本段銭と、^(注57)彼岸銭、夫銭等の諸公事であつたが、絶えず守護勢力の侵入にもかゝわらず、政基は在莊期間中はその徴収を実現し得たのである。しかし莊民は、この外守護勢力から絶えず譴責を加えられていた。守護勢力の在地支配への努力、即ち日根野・入山田両村への勢力侵透が如何に行われたかを少しくみてみよう。

政基の入部した当初は、在地守護勢力との在地支配をめぐる抗争に明け暮れたと云つてもよい。

五月三日守護から日根野地頭分に段銭配付が入つた。政基は「……御本所様御在庄也、年貢諸公事諸篇任御本所之仰……」せるべきを指示

し、これを拒否させている。

閏六月十一日には守護被官大塚五郎右衛門尉信吉より入山田村に折紙が入った。永源庵知行分の代官職に補任されたとして「……御公事同諸公事可參候、何之方より被申候共、可為無存候……」と暗に九条家への納入を阻止しようとするものであった。政基は奉行在利、長盛をして地下に直務の正当性を知らせ、「……只今御在庄之砌、雖為一事可背御成敗御百姓等、則可被処科上者、可致其覚悟……」と断固とした態度を示している。

七月三十日、上守護申次中沢貞重は入山田内大木・葛浦村番頭中に対し、近く代官を入部させるから「……年貢諸公事等可致其沙汰……」と下知して来た。これに対し奉行長盛は、度々の幕府奉書、又細川政元の内書を知りながらなお「以私之儀可為違乱之条、殊御家門様御座之砌不可然候」と難詰している。

日根野莊を背景に在地領主的生長をとげつゝあつた日根野氏は、莊内に在地的基盤を持ちつゝ、当時守護被官として活躍していたが、八月五日日根野東方に強い態度で折帋を入れて来た。即ち「諸公事物自去年度々申候へ共、干今兎角被申候て無沙汰候、言語道断之次第候、……此方へしたかい被申候ましきこと候者、其覚悟可成候、重而申候儀ハ有間敷候」と最後通牒を下して来たのである。東方番頭の注進によつてこれを知つた政基は、奉行長盛をして、守護不入の在所に、かゝる行為は理なき由を日根野氏に返答するよう、東方百姓中に命じさせている。かくて

政基―日根野東方の結びつき故に、諸公事徴収の進行しない状況にあき足らなくなつた日根野氏は、ついに暴力的態度で臨んだ。即ち八月廿八日日根野東方に武力的侵入を行い、莊家、寺庵に乱法を働き、先番頭刑部太郎、脇百姓等を召捕えた。急を知つた入山田四ヶ村は早鐘を鳴らし、槌丸衆はすばやく馳向つたが、苦戦におちいり、奉行在利、長盛等が莊民を率いて出向いて戦つた結果、ようやくこれを退け得たのである。

かゝる暴力的行為はしかし、日根野氏にとつて、その在地領主的発展に対してはマイナスに作用したのである。即ち日根野東方にあつた名田四町は政基によつて没収され、莊内における基盤を失つたのみではなく、東方莊民をより政基側に接近させることにもなつたのである。こゝで日根野氏のその後をもう少ししたどつておこう。

（五〇三）
翌々文亀三年五月十三日、日根野光盛は、日根野地頭分百姓中に対し、「……名田分事、九条殿より渡給候上者、当反錢より丸と此方へ可納……」と名田分段錢納入を命じている。これに対し政基は、奉行長盛代竹原定雄をして、翌六月九日「……国方之面々ニ可被下給田子細者不可説儀候……」由を返答するよう西方番頭に命じさせた。日根野西方に対してかゝる態度に出た光盛は、一連の行動として、日根野東方の領主職及び先きに没収された自己の名田の奪還を進めている。七月十二日入山田百姓六人は、佐野市で守護方に召捕えられたが、この事件は、日根野氏―守護の結びつきのもとに、右の目的の為に企てられたものだつた。即ち同一

十三日捕われた百姓が、入山田村に「……我等召籠候事、非別之子細候、日根野領家分、同日根野殿御本地、九条殿様江召候事、一向入山田百姓中、御本所様を申下候て、如此させ申候由仰候……」と書き送っているのは、右のことを雄弁に物語っている。一方光盛も日根野東方に折帛を入れ、「……当村領家分事、度々申候処、干今兎角申候て此方相背候、言語道断次第候、但入山田より相支候由内々承候間、入山田百姓五人召籠……然上者早々諸公事物納候へく候、さ候すハ一兩日中に沙汰すへく候……入山田之儀ハ日根野百姓国方扱仕候ハ、別儀あるましき由、内々申候……」^{注62)}と、入山田百姓の捕縛は、入山田の支援により日根野東方が諸公事を沙汰しない故であることをはつきりと述べている。同日光盛は入山田にも折紙を入れて来た。即ち「日根野領家分事、為上被仰付間、其覚悟候処ニ、百姓緩怠仕、干今兎角申不相随候……度々罷下発向之處、入山田百姓出合、及合戦候、言語道断次第候、……百姓五人召籠候、此時不相随候者、彼者共沙汰仕」る由を云つて来たのである。同じ日捕われている入山田百姓は再び入山田村に、日根野殿の本地のみでなく、^{注63)}東方領家分の半済まで与えなくては助命されがたいことを書き送り、入山田の大人衆が、よく日根野衆と談合して事を決めてくれるように頼んで来ている。以上やゝ長きに過ぎた嫌いはあるが、日根野氏が、没収名田四町の回復のみならず、日根野東方の支配下への組み入れに懸命な努力を重ねていることがわかるであろう。しかし番頭を初めとする村民の政基に対する信は強く、この時も入山田名主百姓は、日根野・入山田両

村の一円九条家領であることを主張し、日根野氏に弓を引いたのも一つに本所九条家の命に従つたまでのことであると返信している。^{注64)}在地領主日根野氏の日根野東方支配は、政基の直務の前に完全に屈したと云えよう。

一方日根野西方は事情が、かなり異なっていた。守護勢力から日根野地頭分とみなされていたことは、より侵入の度を激しくしたろうし、又それだけ守護勢力の在地滲透度も強かつたと思われる。政基の居所より最も遠く位置していたことも、これの一つの条件にはなろう。

^(五〇)
文亀元年九月一日守護被官広瀬参川守の被官人太田入道は、日根野西方に対し、「年貢諸公事物可出国方、家門之儀不違背者、可罪科」と、九条家に背き、国方に年貢諸公事を納めるよう命じて来た。このことは現実に起つたのである。九月十九日の日根野西方番頭百姓中の、九条家奉行所にさしだした申し状は、日根野西方の置かれた苦しい立場を克明に描きだしている。即ち守護勢力の入部→年貢諸公事の徴収という現実と、九条家への年貢納入との二つの板ばさみになっている状態がはつきり窺えるのである。そして彼等は、九条家奉行の西方政所屋への下向により、入部・徴収を画している国方守護勢との対決を要請しているのである。奉行の下向がない場合には、不本意ながら国方への納入も止むを得ないことを陳じている。これを「百姓自由之緩怠」と、譴責の爲めに奉行在利、長盛、青木土佐等が下向した二十三日、国衆千人ばかりが乱入し、日根野西方は戦乱の場となつた。日根野氏の乱入以来逃散中の

東方莊民二百人ばかりと共に、ようやくこれら国方勢を退去させ得たものゝ、西方はこの年九条家、守護方双方に収納することを余儀なくされたのであつた。^{注65}翌文龜二年にはこの二重の負担を阻止せんとして広瀬参川守と談合し、半済にしようとしている日根野西方地下の主體的動きを認めることが出来るのである。^{注66}

政基の直務支配が最も確実に行われたのは、居所入山田四ヶ村においてであつた。在地守護勢力の滲透が比較的少なかったからであらう。^{注67}日根野村段銭の催促徴収に、四ヶ村番頭を率いて出向いているように、^{注68}領家九条家による番頭層の把握も、最も円滑にかつ強力に行われたと云える。右にみたように、この期の九条家領日根野莊を構成する日根野村東方、西方、入山田四ヶ村に対する政基の支配は、各村落の置かれた条件の差異により、異なつた展開をなしたのであつた。

各村落に対する支配、即ち段銭（年貢）の賦課徴収は、奉行による各村落への段銭配符の下向↓…（番頭による村民よりの徴収）…↓奉行の各村落政所屋への下向（或は番頭の奉行所への出頭）↓…での番頭よりの収納、倉付という過程で行われた。未進、或は納入遅滞譴責の爲めにも、奉行はしばしば各村政所屋へ下向している。そしてこの夏季、秋季の段銭収納は、入山田四ヶ村においてはほぼ完全に、日根野村東方においてはは大略、西方においても一応は実現し得たのであつた。

ハ 直務支配の性格——むすびにかえて

和泉守護と紀伊根来衆との和談の成つた永正元年十一月、根来寺關伽井坊明尊を代官職に還補した政基は、^{注69}四年間にわたる在莊直務に終止符を打ち、京都にかえつた。この間在地守護勢力は間断なく両村の支配を目指し、政基の直務を直接的におびやかしていたことは、すでに述べたとおりである。又本論では触れ得なかつたが、根来衆対和泉守護の戦乱は、絶えず両村を戦火の危機にさらしていたのである。かゝる悪条件の中にあつて政基の直務を支えたものはなんだつたのだろうか。

守護勢力の押領、侵略に対して政基の拠り所、即ち権力的背景となつたのは、すでにいくつかの事例で述べてきたように、公方権力及び政基と縁故関係にあり、かつ和泉両守護細川氏の総領家である管領細川政元と、その周辺の権力であつた。しかしこれらの権力的背景が有効的に作用するには、和泉国内状況は余りにもこれらの権力から独自の道を歩んでいたのである。

在地領主層は、守護被官たることを効果的に利用しながら、自己の領主的発展の一コマとして両村の支配下への組み入れに懸命だつたのである。しかし我々はこゝに、かゝる状況下にも直務支配が継続し、まがりなりにもその収取を実現し得ただけでなく、日根野莊の支配を目指す幾多の在地領主層の中で、鎌倉期、預所として莊務にたづさわつて以来深く在地に結びついており、かつ莊内に名田四町をもつという在地的基盤を有するが故に、最も有利な条件にあつた日根野氏が、政基の直務の前に屈せざるを得なかつた事実を更めて認めねばならない。

政基の在地支配方式に、何か斬新なものがあつたのだろうか。政基自身、及び奉行在利、長盛等の直務実現への熱意は認められる。^(一五〇)文亀元年六月二十二日、大木村番頭の注進により、守護夜打の企てのあることを知つた政基は「自^令。在庄之日覚悟也、相構爰へ彼へ可逃去評議不可沙汰、皆予之共ニ可打死也」と、その決意を示しているが、意欲を察するに充分であろう。しかし熱意のみでそれが可能だつたとするのは、歴史的現実を神秘化する非科学的態度であり、ゆがんだ歴史像を作る危険性がある。加うるに一つの重要な事実は、番頭層の把握に成功したことであろう。番頭層対一般百姓の経済的対立が顕著化しない当荘にあつては、番頭層の把握は在地の把握に直接つらなることである。しかしこのことは在地的要求がそれを可能にしたと考える方が、より真実に近いと思う。^(一五〇)文亀二年、佐藤惣兵衛衆、根来、神尾、金台寺衆等の反和泉守護紀州勢は、和泉国日根郡一帯に侵入していたが、九月三日、入山田内植丸村に陣を構える企てのあることを知つた政基は「予者不可同陣之間、可上洛也」と、地下一味、この対策に懸命だつた入山田番頭衆にその意を伝えた。これを知つた番頭衆は「今被捨置有御上洛者、赤子之可為如離乳也、地下滅亡今在此時」と強くその上洛を勧めている。「皆予之共ニ可打死也」との決意を示した直務初期と比較して、いさゝか意気後退の感がないでもないが、かゝる在地の強い支持に政基は上洛を思いとどめたのであつた。即ち政基の直務支配は、根底に存する在地的要求によつて支えられていたと云えるであろう。何故にか。それは彼等番頭、百姓等

が、在地領主層の暴力的支配、或は度重なる戦火から、幾分なりとも彼等の村落生活を守り得る力を政基がもつていたと思つたからであろう。し、現に持ち得た場合もあつたのである。^(注70)彼等荘民に対しては「前関白九条殿様」たることも有利に作用したであろうし、又九条家の一元支配を認めた幕府奉書も、彼等にはまだ効果があつたのかも知れない。

一方日根野荘を支配下に組み入れようとしていた在地領主層も二つの点で不十分だつたと云える。即ちまず第一に彼等は、荘民を支配下に組み込むのに十分なほど質的に進んだ領主的展開をしていなかったことである。国内戦乱ということも不利に作用したであろう。このことは政基の直務支配を側面から支えることにも結果したと云える。第二に前関白九条政基にまつわる権力、權威を無視しつつも、これを完全に否定、打倒し得なかつたことである。

かゝる諸情勢の内に政基の直務は展開し得る条件をもち得たのだつた。

以上結論はさして概説と変らないかもしれないが、我々の荘園史に関する常識からすれば異例に属する十六世紀初頭における領家直務支配の事実と、それを通じての、一つの公家領荘園の様相が少しでも明らかになつたとすれば望外の喜びである。猶述べるべき点が多いが、すべて別の機会に譲りたいと思う。

以上 (一九六〇、九脱稿)

補註 本文中特にことわりのない引用史料はすべて「旅引付」による。

- (1) 当部では整理途上にある伏見、九条家本の中から、史料価値の高いものを漸次「書陵部叢刊」として翻刻出版していく事業を計画しているが、その第一として、「慈眼院殿旅引付」（九条家本）は、本年度中に出版される予定である。
- (2) 例えば「旅引付」文龜元年四月六日条に「於日根野庄者、一円之御家領也：於御支証者爲開、発之領主、代々御判判向守護遵行已下明鏡也」とみえるのを初めとして随所に散見する。
- (3) 直接的史料ではないが、「旅引付」永正元年十二月二日条に「第一日根野庄ハ五ヶ村之在所也、」とあり、その内容は室町初期を表わしていることは明らかである。
- (4) 註(3)
- (5) 莊園と村落との関係については、清水三男氏以来種々説かれて来たが、本論で漸次述べていくごとく、日根野庄は五つの自然村落を含むものであった。
- (6) 柴田実監修「泉・佐野市史」の巻頭挿図による。
- (7) 「峯殿置文」前掲書九三頁。大日本古文書家わけ第二十東福寺文書之一第九沙弥行恵藤原道家家領処分状案。猶この史料を中心として、鎌倉中期における九条家領の構成については別稿を用意している。
- (8) 日根文書三、日根庄領家下文 猶日根文書及び日根野文書はすべて「泉・佐野市史」の史料編を利用させていたゞいた。厚く謝意を表する。
- (9) 日根文書五 日根庄領家下文
- (10) 日根文書八 六波羅御教書
- (11) 日根文書一 嘉禎二年十一月十五日長滝荘下司並公文職議状に「右件職等者夫天福元年五月 日賜 殿下政所御下文所知行也」とあるように日根野氏（当時中原氏）は、長滝荘惣公文職及び同莊弥富方下司職を天福元年以来相伝している。
- (12) 註(8)、(9) 文永三年四月には井原村の、文永九年七月十八日には入山田村

の預所職に中原盛経を補任している。
(日根野)

- (13) 日根文書九 延慶二年三月十二日領家御教書に、「和泉国日根庄可被逐惣檢、雜掌盛治并庄官等帶文書、可向政所之由……」とあり、檢注における九条家の指導性は顯然であろう。盛治は日根野氏であり、盛経の息である。
(中原)
- (14) 室町幕府追加法五七(佐藤進一、池内義資共編「中世法制史料集」第二卷 室町幕府法、昭和32)
- (15) 禁裏、仙洞御料所、寺社一円仏神領、殿下渡領等は半済免除地であつた。しかし現実には法文通りいかなかったことは勿論である。追加法五七、九七等。
- (16) 日根野文書一 建武三年十二月十日 鶴原村本所年貢宛行状、日根野文書四 貞和四年十月廿七日 日根野村領家職宛行状。
- (17) 「秋田藩採集文書」五 明徳四年四月八日 義満御判物、和泉守護大内義弘施行状(「大日本史料」第七編之一、)
- (18) 「旅引付」永正元年十二月二日条
- (19) 註(18)
- (20) 註(21)史料にはこの日根野氏の名田には触れてないが、日根野村東方内に四町の名田を持っていたことは確実である。第三節(参照)。
- (21) 「旅引付」文龜二年九月十三日条
例えば「旅引付」文龜元年四月六日条
- (22) 例えば「旅引付」文龜元年四月七日、同年六月廿六日条等
- (23) 「旅引付」文龜元年五月二日条
- (24) 「旅引付」永正元年閏三月四日条
- (25) 判明する彼正円右馬の兄弟は、舎兄大屋右近、舎弟高野聖である。大屋右近は当村内に独立した別個の経営を行っており、弟は高野聖の名の通り出家している。彼等の親(祖先)の経営は大屋右近と正円右馬の経営を合せたものと推定され、三分割した場合の再生産不可能を思い、末弟は出家したものである。ここで正円右馬の家族構成は妻と子供三人(六才の男子、十四才と二才の女子)であつて完全なる単婚小家族であつた。兄大屋右近の家族構成も、ほぼこれと近似したものである。彼の一族(親類)は、村の有力者

である大屋右近をはじめとし、甥は葛蒲村当職事であり、かかることを思う時、十五世紀中末期以降、当村ひいては当地方における単婚家族による小経営の一般的成立を考えても無理ではないと考える。(「旅引付」永正元年三月二十八日、同壬三月二、三、四日条等)

(27) 「旅引付」文龜二年四月廿六日条

(28) 「旅引付」文龜元年十月卅日条

(29) (30) 「旅引付」第一冊目(文龜元年三月一十月)の巻末

(31) 渡辺澄男「番頭制庄園の研究」(同氏『畿内庄園の基礎構造』所収)等参照、猶筆者も大山荘の番頭制について触れたことがある。(「南北朝・室町期における庄園的収取機構」書陵部紀要第十号)

(32) 註(28)条に「……西方ハ番頭七人之在所也、然而一人闕也、其分モ同彼所召置之番頭弁也、仍兩人弁分以下被放者、則可皆済也……」とあり、番頭による番内年貢徴収の事実がはつきりするであろう。

(33) 「旅引付」文龜元年八月二十日条

(34) 「旅引付」文龜元年八月二十三日条、この時補されたのは掃部太郎、源六の二人であり、文龜二年四月二十六日庄司源次郎が新補されるまでは東方番頭は二人だったわけである。

(35) 「旅引付」文龜元年四月七日条

(36) 入山田四ヶ村の番頭は正月一日(文龜二年のみは正月二日)日根野村番頭は正月六日にきまつていた。(「旅引付」同日条)

(37) 「旅引付」文龜元年八月二十八日条に、先番頭刑部太郎が脇百姓を隸属させていたことが記されている。

(38) 紀伊出陣の根来衆は、独自の動向を示しつつも猶根来寺惣分沙汰所の決議は彼等の動きを規制し得たのである。

(39) 「旅引付」文龜二年九月五日(八日条等)。

(40) 室町初期より和泉国には、上守護、下守護が置かれ、細川氏が補任されていた。この当時は上守護は細川五郎、下守護は細川弥九郎政久であつた。

(41) 「旅引付」巻頭の第二書状。

(42) 「旅引付」文龜元年閏六月二十二日条の關伽井坊秀尊の書状によつてもう

かどわれる。

(43) 「旅引付」文龜元年四月五日条

(44) 政基の末子は細川政元の猶子となり、澄之を名乗つて一時細川総領家の家督も継いだが、これ以後細川氏が二派に分かれて相争うことに結果したのである。

(45) 「旅引付」巻頭の第三書状

(46) 「旅引付」文龜元年四月六日条

(47) 「旅引付」文龜元年五月八日条

(48) 例えば「旅引付」文龜元年五月十一日、六月十日条等。

(49) 「旅引付」文龜元年六月十八日条

(50) 「旅引付」文龜元年六月二十一日条

(51) 註(49)(50)

(53) 「旅引付」文龜元年六月二十四日条

(54) 紙数の関係から主として直務支配の初期に限つて述べる。しかしこのことは政基の領主権の性格を考える場合には、障害になることではない。

(55) 「旅引付」文龜元年五月十九日、同年八月十九日条等。

(55) 段銭未進遅怠に対しては奉行を下向させて譴責徴収し、段銭免除の訴訟に對しては、これを決して許さなかつた。「旅引付」文龜元年四月十二日、同五月二十三日同六月九日同閏六月九日等条。

(57) 夏段銭は段別百文(「旅引付」文龜元年五月十六日条等)秋段銭は段別百二十文(同文龜元年九月十四日条等)であつた。

(58) 政基の下向以前、守護によつて入山田内の領家職の一部が建仁寺永源庵に寄進されていたのである。

(59) 日根野東方内にあつた日根野氏の名田四町の内二町は長盛、在利に宛行われ、二町は、日根野西方給人富小路修理大夫俊通の奉行人に宛行われた。

(60) 日根野地領分とは日根野西方のことである。先に本論でみたごとく九条家の日根野莊一円当地行の強い主張(幕府の承認にもかゝらず、猶かつ日根野地頭分と称すること自体、在地領主日根野氏の強い意図が窺える。

(61) 日根野村西方内における寺庵給免田等を除く、百姓名分のことであろう。

(62) 「旅引付」文龜三年七月二十六日条

(63) 先きに没収された日根野村東方内の日根野氏名田四町のことであろう。註

(59) 参照。

(64) 「旅引付」文龜元年七月廿七日条

(65) (66) 「旅引付」文龜二年六月五日条に「去年ハ召籠番頭之宿老悉此方^(九条家)へ收納

了、然共国方又不止催促之間、兩へ收納了、仍於当年地下不可叶之条、国方之儀をハ広瀬参川守ニ仰合半済ニ落居了」とあるのは、日根野村西方の置かれた立場を描き出しているとともに、同村が主体的に守護方につうとしていく動きも感じられる。政基はこの西方半済を勿論許そうとしなかった。

(67) 入山田四ヶ村に守護勢力が全く侵入しなかったわけではない。例えば文龜

元年八月六日には守護被官西村小太郎秀次は入山田内槌丸村に折紙を入れ、年貢、諸公事を徴収しようとしている。しかし相対的には守護の滲透も少なく、又それだけ政基による在地把握も容易だったと云える。

(68) 「旅引付」文龜三年七月八日条

(69) 「旅引付」永正元年十一月七日条

(70) 永正元年四月、根来、粉河衆等紀州勢は、和泉海生寺攻略を有利に展開するため、和泉守護勢力分散作戦の一環として、上郷、日根野東西の焼立てを計画していた。これは政基の懸命な交渉によりまぬがれたのである。(「旅引付」永正元年四月五日条)